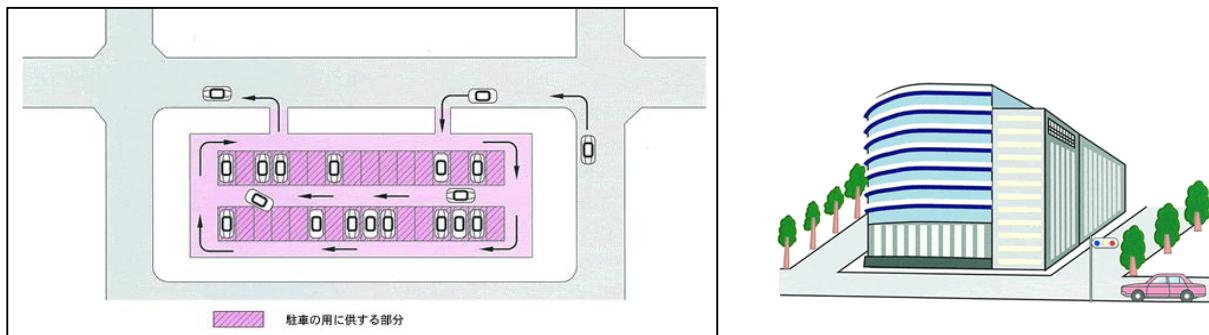


# 駐車場の届出制度について

## 路外駐車場とは・・・

道路の路面外に設置される以下のような一般公共の用に供される（不特定多数の方が利用する）駐車場をいいます。

時間貸し駐車場（半日貸し、一日貸しなどの駐車場を含む。）が該当します。



商業施設などで、買い物客のほかにも利用可能な駐車場が該当します。

※専用駐車場と明示することに加え、駐車場出入口で管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建物の利用者のみに限定されている場合は該当しません。

路外駐車場は、「自動車」と「特定自動二輪車」の駐車施設です。

※特定自動二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車でいずれも側車付きのものを除きます。

## 一定規模以上の路外駐車場は、駐車場法による技術的基準が定められております。

自動車の駐車の用に供する部分（駐車ますの合計）の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場は、技術的基準が定められています。

なお、月極、一般に開放していないオフィス専用駐車場などは含まれませんが、時間貸しと混在する場合は、時間貸しの部分が 500 m<sup>2</sup>以上ある場合のみ該当します。

※草津町景観まちづくり条例に基づく手続きは、事前相談、事前協議など日数を要しますので、お早めに窓口へご相談下さい。

※供用開始後、10 日以内に届け出を行って下さい。

※休止・廃止・再開後 10 日以内に届け出て下さい。

### 1) 各種届出書

○路外駐車場設置（変更）届出書

○路外駐車場管理規程届出書

### 2) 添付図面

- 縮尺 1／10,000以上の位置図
- 次のものを表示した縮尺1／200以上の平面図
  - ・駐車場の区域
  - ・駐車配置、出入口、車路、その他の施設
  - ・付近道路等の状況

### 3) 建築物にあっては縮尺1／200以上の下記図面

- 各階平面図
- 立面図（2面以上）
- 断面図（2面以上）

### 4) 機械式駐車場にあっては下記の書類

- 当該装置に対する大臣認定書（写）

- 当該装置に関する資料

※図面の縮尺は法により定まっております。

※草津町景観計画、草津町景観まちづくり条例に基づく手続きが必要です。

